

3. 製品分類と主な有効成分

No.	分類	主な有効成分
1	解熱鎮痛薬	アスピリン、アスピリンアルミニウム、アセトアミノフェン、アリルイソプロピルアセチル尿素、安息香酸ナトリウムカフェイン、エテンザミド、カフェイン、カノコソウ、カンゾウ、ケイヒ、サザピリン、サリチルアミド、サリチル酸ナトリウム、プロムワレリル尿素、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンC、ヘスペリジン、無水カフェイン、ラクチルフェネチジン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
2	鎮静剤	アリルイソプロピルアセチル尿素、カノコソウ、クロルゾキサゾン、コウブシ、コウボク、サフラン、シヤクヤク、センキユウ、トウキ、ニンジン、ビヤクキユウ、ビヤクシ、ブクリヨウ、プロムカンフル、プロムワレリル尿素、ベニバナ、ボタンピ又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
3	かぜ薬	アスピリン、アスピリンアルミニウム、アセトアミノフェン、安息香酸ナトリウムカフェイン、ウイキヨウ、エテンザミド、塩化リゾチーム、塩酸アロクラミド、塩酸イソチペンジル、塩酸クロペラスチン、塩酸ジフェニルピラリン、塩酸ジフェンヒドラミン、塩酸トリプロリジン、塩酸トリペレナミン、塩酸トンジルアミン、塩酸ノスカピン、塩酸フェネタジン、塩酸プロムヘキシン、dl-塩酸メチルエフェドリン、塩酸メトジラジン、オウゴン、オウバク軟エキス、オジ、カフェイン、カミツレチンキ、dl-カンフル、グアヤコールスルホン酸カリウム、クエン酸カルベタベンタン、クエン酸チペビジン、グリセリンモノグアヤコールエーテル、サザピリン、サリチルアミド、サリチル酸ジフェンヒドラミン、ジフェニルジスルホン酸カルビノキサミン、ジブナートナトリウム、臭化水素酸デキストロメトルファン、酒石酸アリメジン、杉葉油、セラペプターゼ、タンニン酸ジフェンヒドラミン、チミアン油、テオクル酸ジフェニルピラリン、デキストロメトルファンフエノールフタリン塩、テレビン油、ナバジシル酸メブヒドロリン、ニクズク油、ノスカピン、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンC、ヒベンズ酸チペビジン、フエンジゾ酸クロペラスチン、プロメタジンメチレンジサリチル酸塩、ヘスペリジン、マレイン酸カルビノキサミン、d-マレイン酸クロルフエニラミン、dl-マレイン酸クロルフエニラミン、無水カフェイン、dl-メチルエフェドリンサツカリン塩、l-メントール、ユーカリ油、ラクチルフェネチジン、リン酸コデイン、リン酸ジヒドロコデイン、リン酸ジフェテロール又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
4	婦人薬	アセンヤク、アマチャヤ、アミノエチルスルホン酸、アロエ、ウイキヨウ、ウコン、エンゴサク、オウギ、オウゴン、オウレン、オケラ、オニバス、オジ、ガジュツ、カツコウ、カツコン、カノコソウ、カミツレ、カンキヨウ、還元鉄、カンゾウ、キキヨウ、クエン酸カルシウム、グリセロリン酸カルシウム、グルクロノラクトン、グルコン酸カルシウム、ケイガイ、ケイヒ、ケツメイシ、ケンゴシ、ゲンジン、コウブシ、コウボク、ゴシユユ、サイシン、サフラン、酸化マグネシウム、サンシシ、サンナ、サンヤク、ジオウ、シヤクヤク、ジユウヤク、シユクシヤ、硝酸チアミン、ショウブコン、ショウマ、セイモツコウ、センキユウ、センコツ、ソウジユツ、ソウハクヒ、ソヨウ、ダイイキヨウ、ダイオウ、タクシヤ、チクセツニンジン、チヨウジ、チンピ、トウキ、トウヒ、トウニン、ドモツコウ、ニユウコウ、ニンジン、ニンドウ、ハツカ、ハンゲ、パントテン酸カルシウム、ビヤクキユウ、ビヤクシ、ビヤクダン、ビンロウジ、ブクリヨウ、プロムワレリル尿素、ベニバナ、抱水テルピン、ボタンピ、マオウ、モクツウ、モツコウ、ヤクチ、ヤラツバ、リン酸リボフラビン、ロートコン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
5	催乳剤	安息香酸ナトリウム、カツコン、カンゾウ、キキヨウ、シヤクヤク、センキユウ、トウヒ、ビヤクジユツ、ブクリヨウ又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
6	鎮咳去痰薬	アミノフイリン、安息香酸ナトリウムカフェイン、塩化アンモニウム、塩化セチルピリジニウム、塩化デカリニウム、塩化リゾチーム、塩酸アロクラミド、塩酸イソチペンジル、塩酸イプロヘプチン、塩酸エチルシスティン、塩酸クロペラスチン、塩酸クロルヘキシジン、塩酸ジフェニルエーテル、塩酸ジフェニルピラリン、塩酸ジフェンヒドラミン、塩酸トリプロリジン、塩酸トリペレナミン、塩酸トリメトキノール、塩酸トンジルアミン、塩酸ノスカピン、塩酸フェニルプロパンアミン、塩酸フェネタジン、塩酸プロメタジン、dl-塩酸メチルエフェドリン、l-塩酸メチルエフェドリン、塩酸メチルシスティン、塩酸メトキシフェナミン、オウヒ、オジ、カフェイン、カンゾウ、グアヤコールスルホン酸カリウム、クエン酸カルベタベンタン、クエン酸チペビジン、グリセリンモノグアヤコールエーテル、クレゾールスルホン酸カリウム、サリチル酸ジフェンヒドラミン、ジフェニルジスルホン酸カルビノキサミン、ジブナートナトリウム、ジブロフイリン、臭化水素酸デキストロメトルファン、酒石酸アリメジン、タンニン酸ジフェンヒドラミン、タ

No.	分類	主な有効成分
		ンニン酸フエネタジン、テオクル酸ジフェニルピラリン、テオフィリン、デキストロメトルファンフェノールフタリン塩、ノスカピン、ヒベンズ酸チペビジン、フェンジゾ酸クロペラスチン、プロキシフィリン、プロメタジンメチレンジサリチル酸塩、マオウ、マレイン酸カルビノキサン、d-マレイン酸クロルフェニラミン、dl-マレイン酸クロルフェニラミン、無水カフェイン、リン酸コデイン、リン酸ジヒドロコデイン、リン酸ジフェロール又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
7	気付け清涼剤	アセンヤク、アマチャヤ、安息香酸ナトリウム、エタノール、エーテル、ウイキヨウ、エンメイソウ、カフェイン、ガラナ、カンショウコウ、カンゾウ、カンフル、キキヨウ、クロロフィリン、ケイヒ、コウブシ、コショウ、サフラン、シヤクヤク、ジヤコウ、シユクシヤ、ショウキヨウ、チヨウジ、チスピ、トウガラシ、トウヒ、ニクズク、ニユウコウ、ニンジン、ハツカ、ヒハツ、ビヤクダン、メントール、モツコウ、ヤクチ、リュウノウ又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
8	乗物酔い薬	アミノ安息香酸エチル、アミノフェイリン、アリルイソプロピルアセチル尿素、塩酸オキシフェンサイクリミン、塩酸ジサイクロミン、塩酸ジフェニルピラリン、塩酸ジフェンヒドラミン、塩酸パパベリン、塩酸プロメタジン、塩酸メクリジン、塩酸メチキセン、カフェイン、クエン酸カフェイン、サリチル酸ジフェンヒドラミン、ジプロフェイリン、ジメンヒドリナート、臭化水素酸スコポラミン、臭化メチルアトロピン、臭化メチルアニソトロピン、臭化メチルスコボラミン、臭化メチル-1-ヒヨスチアミン、臭化メチルベナクチジウム、 ^{しゅう} 酸セリウム、炭酸水素ナトリウム、タンニン酸ジフェンヒドラミン、テオクル酸ジフェニルピラリン、テオフェイリン、ハツカ油、ビペリジルアセチルアミノ安息香酸エチル、フル酸ジフェンヒドラミン、プロムワレリル尿素、プロメタジンメチレンジサリチル酸塩、ベラドンナエキス、d-マレイン酸クロルフェニラミン、dl-マレイン酸クロルフェニラミン、マレイン酸フェニラミン、無水カフェイン、dl-メントール、l-メントール、ヨウ化イソプロパミド、ヨウ化ジフェニルピペリジノメチルジオキソラン、ロートエキス又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
9	かん五疳強心剤	アセンヤク、アミノエチルスルホン酸、アミノフェイリン、安息香酸、イツカク、ウイキヨウ、ウルソデスオキシコール酸、オウゴン、オウレン、ガジュツ、カフェイン、カンゾウ、肝臓、牛角、牛胆汁、コウジン、ゴオウ、サイカク、サフラン、サンシュユ、ジヤコウ、ジンコウ、シンジユ、センソ、ダイオウ、タイソウ、ダイフィリン、胆汁酸、胆汁酸石灰、 ^{ちょう} 厚牛胆、チヨウジ、動物胆、ニンジン、ネオ胆素、ハンピ、プロムワレリル尿素、d-ボルネオール、モツコウ、リュウコツ、リュウノウ、レイヨウカク、ロクジョウ、ロツカク又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
10	利尿剤	アザミ、安息香酸、イチイ、ウワウルシ、オケラ、カフェイン、カンボウイ、キササゲ、ギヨクショクキズイ、ケイヒ、コケモモ、サリチル酸ナトリウムテオプロミン、シャゼンシ、硝酸カリウム、スイカコウ、センコツ、センナ、ソウハクヒ、ダイオウ、タクシヤ、テオフィロール、ニワトコ、ニンドウ、バクモンドウ、ビヤクジユツ、ブクリヨウ、ホコウエイ、モクカ、モクツウ、陽イオン交換樹脂又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
11	血管補強剤	アスコルビン酸、アロエ、エイジツ、塩化ベルベリン、塩酸チアミン、塩酸ピリドキシン、オウギ、オウゴン、オウバク、オウレン、オケラ、カイカ、カノコソウ、カルバゾクロム、ガンマオリザノール、グルクロノラクトン、グルタミン酸、ケイヒ、ケツメイヨウ、ケンゴシ、ゴオウ、コリン、混合植物油、酢酸dl- α -トコフェロール、サフラワー油、酸化マグネシウム、サンキライ、ジオウ、ジバルミチン酸ピリドキシン、シヤクヤク、ジユウヤク、ショウキヨウ、硝酸チアミン、センキュウ、センナ、ソウヨウ、ダイオウ、ダイフィリン、デヒドロコール酸、トウキ、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、ニンジン、ブクリヨウ、プロムワレリル尿素、ヘスペリジン、ベニバナ、ミリチトリン、メチオニン、モツコウ、ヤラツバ脂、ヨウバイヒ、リノール酸、リボフラビン、リン酸水素カルシウム、ルチン、レスチン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
12	健胃薬	アロエ、ウイキヨウ、塩化カルニチン、エンメイソウ、オウバク、オウレン、ガジュツ、キジツ、グルタミン酸塩酸塩、ケイヒ、ゲンチアナ、酵母、ゴシュユ、コショウ、コロンボ、コンズランゴ、サンショウ、ジメチルポリシロキサン、ショウキヨウ、スクラルファート、センブリ、ソウジユツ、ダイオウ、チクセツニンジン、チヨウジ、チスピ、動物胆、ニガキ、ニクズク、ハツカ、ビヤクジユツ、ホミカエキス、ヤクチ又はこれらに類似する薬理作用を有する成分

No.	分類	主な有効成分
13	消化薬	ウルソデスオキシコール酸、オキシコーラン酸塩類、コール酸、脂肪消化酵素、ジメチルポリシリコサン、スクラルファート、纖維素消化酵素、胆汁エキス、胆汁末、たん白消化酵素、デヒドロコール酸、でんぶん消化酵素、動物胆又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
14	制酸薬	アミノ酢酸、ケイ酸アルミニ酸マグネシウム、ケイ酸マグネシウム、合成ケイ酸アルミニウム、合成ヒドロタルサイト、酸化マグネシウム、ジビドロキシアルミニウムアミノアセテート、ジメチルポリシリコサン、水酸化アルミニマグネシウム、水酸化アルミニウムゲル、スクラルファート、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、ボレイ、リン酸水素カルシウム又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
15	鎮吐剤及び催吐剤	アミノ安息香酸エチル、クロルフェニラミン、五硫化アンチモン、ジフェニルピラリン、ジフェンヒドラミン、 ^{しゅう} 酸セリウム、ショウキヨウ、トウヒ、トコン、ハンゲ、フエネタジン、ブクリヨウ、ブロムワレリル尿素、ベナクチジン、ベラドンナ、ロートコン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
16	整腸薬	アカメガシワ、アセンヤク、ゲンノショウコ、ジメチルポリシリコサン、整腸生菌成分又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
17	止瀉薬	アクリノール、アセンヤク、塩化ペルベリン、オウバク、オウレン、カオリン、グアヤコール、クジン、クレオソート、ゲンノショウコ、五倍子、サリチル酸フェニル、次サリチル酸ビスマス、次硝酸ビスマス、次炭酸ビスマス、次没食子酸ビスマス、炭酸グアヤコール、タンニン酸、タンニン酸アルブミン、タンニン酸ペルベリン、沈降炭酸カルシウム、天然ケイ酸アルミニウム、乳酸カルシウム、ヒドロキシナフト工酸アルミニウム、ペクチン、メチレンチモールタンニン、葉用炭、ヨウバイヒ、リン酸水素カルシウム又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
18	胃腸鎮痛鎮痙薬	アミノ安息香酸エチル、エンゴサク、塩酸オキシフエンサイクリミン、塩酸ジサイクロミン、塩酸パパベリン、カンゾウ、コウボク、シヤクヤク、臭化水素酸スコポラミン、臭化メチルアトロピン、臭化メチルスコポラミン、臭化メチル-1-ヒヨスチアミン、臭化メチルベナクチジウム、ベラドンナエキス、ヨウ化ジフェニルピペリジノメチルジオキソラン、ロートエキス、ロート根総アルカロイドクエン酸塩又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
19	瀉下薬	アロエ、イオウ、ワイキヨウ、エイジツ、オウバク、オウレン、ガジュツ、カスカラサグラダ、カルボキシメチルセルロースナトリウム、ケツメイシ、ケンゴシ、酸化マグネシウム、サンキライ、ジオクチルソジウムスルホサクシネート、センキユウ、センナ、センノシド、ダイオウ、トウキ、動物胆、ビサコジル、ヒマシ油、ヤラツバ、ヨクイニン、硫酸マグネシウム又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
20	滋養強壮増血剤(ビタミン剤を含む。)及び解毒剤	アスコルビン酸、アスコルビン酸カルシウム、アスコルビン酸ナトリウム、L-アスパラギン酸、L-アスパラギン酸カリウム、アスパラギン酸カリウム・マグネシウム等量混合物、L-アスパラギン酸マグネシウム、アミノエチルスルホン酸、アミノ酸、L-アルギニン塩酸塩、アルファアトコフェロール、安息香酸ナトリウムカフェイン、イカリソウ、イズイ、イノシトール、ウナギ、エゾウコギ、エタノール、エルゴカルシフェロール、塩化カルニチン、塩化コリン、塩酸アルギニン、塩酸チアミン、塩酸ピリドキシン、塩酸フェニルプロパノールアミン、塩酸フルスルチアミン、塩酸リジン、オウギ、オウゼイ、オウニユウ、オウレン、オキシアントラニル酸、オキソアミジン、オクトチアミン、オロツト酸、カイクジン、カシユウ、果糖、カニガラ、カノコソウ、カフェイン、ガラナ、ガラナエキス、カラメル、カルシフェロール、カンゾウ、肝臓末、ガンマオリザノール、肝油、キキヨウ、強肝油、グアヤコール、クエン酸、クエン酸鉄アンモニウム、クエン酸カルシウム、クコシ、グリセロリン酸カルシウム、グリチルリチン、グリチルリチン酸アンモニウム、グリチルリチン酸ジカリウム、グルクロノラクトン、グルコン酸、グルコン酸カルシウム、グルタミン酸ナトリウム、クロロフィリン、ケイヒ、血液粉末、コウジン、ゴオウ、ゴカヒ、コハク酸、コハク酸トコフェロールカルシウム、ゴミシ、コリン、コンドロイチン、コンドロイチン硫酸、コンドロイチン硫酸ナトリウム、コンブ、サイコ、酢酸d-α-トコフェロール、酢酸dl-α-トコフェロール、酢酸レチノール、サフラワー油、サフラン、サンキライ、サンシユウ、サンヤク、シアノコバラミン、次亜リン酸カルシウム、ジイソプロピルアミンジクロロアセテート、ジオウ、ジコツビ、シベツト、シヤクナゲ、シヤクヤク、ジヤコウ、酒石酸、シヨウキヨウ、硝酸チアミン、ジヨテイシ、ジンコウ、シンジユ、スツポン、セイヨウサンザシ、

No.	分類	主な有効成分
		セイヨウトチノミ、センキユウ、ソルビトール、ダイオウ、大蒜、タイソウ、タクシヤ、炭酸カルシウム、胆汁酸、チアミンジスルファイト、チアミンセチル硫酸塩、チアミンチオシアン酸塩、チアミンナフタリン-・五-ジスルホン酸塩、チオクト酸、チヨウジ、鉄剤、転化糖、トウキ、動物胆、動物の生殖器、トシシ、ニクジユヨウ、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、乳酸、乳酸カルシウム、ニンジン、ニンニク、ネオ胆素、白糖、ハチミツ、ハブ、L-バリン、パルミチン酸レチノール、パンテノール、パントテン酸、パントテン酸カルシウム、パントテン酸ナトリウム、ハンピ、ビオヂアスターぜ、ビオチン、ビスベンチアミン、ビタミンA油、ビタミンL、ビタミンP、ビヤクジユツ、ビワヨウ、L-フェニルアラニン、ブクリヨウ、ブドウ糖、フマル酸第一鉄、ベンフォチアミン、ボウフウ、ホスチン、ホモチスチチオラクトン、ボレイ、マレイン酸クロルフェニラミン、水あめ、ミネラル類、ムイラプアマ、メチオニン、メチルメチオニンスルホニウムクロライド、モクツウ、モツコウ、ヤツメウナギ、葉酸、ヨクイニン、卵黄、卵黄油、リボフラビン、硫酸鉄、リヨクチヤ、リン酸カルシウム、リン酸水素カルシウム、リン酸リボフラビン、リン酸リボフラビンナトリウム、ルチン、レシチン、レンセンソウ、レンニク、L-ロイシン、ロクジョウ、ローヤルゼリー又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
21	乳幼児用剤	アミノ酸、カゼインカルク、カルシウム、カルシフェロール、肝油、重湯末、滋養糖、乳酸カルシウム、複方牛酪乳末、マルツエキス、リン酸水素カルシウム又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
22	駆虫剤	アジピン酸ピペラジン、アスカリドール、アミノエチルスルホン酸、イオウ、カイニン酸、カマラ、カヤ、クヘントウ、クレンピ、ケンゴシ、コウボク、コジョウコン、ザクロヒ、サンショウ、サントニン、シクンシ、チモール、ピペラジン、ビンロウジ、プロモナフトール、ベタナフトール、ベンズアルデヒド、マクリ、ヤラツバ又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
23	眼科用薬	L-アスパラギン酸カリウム、L-アスパラギン酸マグネシウム、L-アスパラギン酸マグネシウム・カリウム(等量混合物)、アズレンスルホン酸ナトリウム、アミノエチルスルホン酸、アラントイイン、イブシロン-アミノカプロン酸、エピネフリン、塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化ナトリウム、塩化ベルベリン、塩酸エピネフリン、塩酸エフェドリン、塩酸ジフェニヒドラミン、塩酸ナフアゾリン、塩酸ピリドキシン、塩酸フェニレフリン、dl-塩酸メチルエフェドリン、乾燥炭酸ナトリウム、グリチルリチン酸二カリウム、コンドロイチン硫酸ナトリウム、酢酸トコフェロール、酢酸レチノール、シアノコバラミン、硝酸ナフアゾリン、スルファメトキサゾール、スルファメトキサゾールナトリウム、スルフィソミジンナトリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム、乳酸亜鉛、パルミチン酸レチノール、パンテノール、パントテン酸カルシウム、パントテン酸ナトリウム、ヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、ブドウ糖、フラビンアデニジヌクレオチドナトリウム、ホウ酸、ポリビニルアルコール、ポリビニルピロリドン、マレイン酸クロルフェニラミン、メチルセルロース、メチル硫酸ネオスチグミン、硫酸亜鉛、硫酸ベルベリン、硫酸マグネシウム、リン酸水素ナトリウム、リン酸二水素カリウム、リン酸二水素ナトリウム又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
24	耳鼻剤	アクリノール、アミノ安息香酸エチル、エピレナミン、塩化リゾチーム、塩酸エピロカイン、塩酸エフェドリン、塩酸トリプロリジン、塩酸フェニレフリン、塩酸プロソイドエフェドリン、カフェイン、カミツレ、カミツレチンキ、カンゾウ、カンフル、グリセリン、グリチルリチン、グリチルリチン酸アンモニウム、クロルフェニラミン、ジオウ、ジフェニルビラリン、ジフェニヒドラン、ジブカイン、タイソウ、炭酸水素ナトリウム、トリペレナミン、ナファゾリン、ハツカ、ビヤクシ、フェノール、プロカイン、プロテイン銀、ニーエキソキシー四-アミノチオ安息香酸ジエチルアミノエチル、ベラドンナ、ベラドンナ総アルカロイド、ホモスルファミン、マレイン酸クロルフェニラミン、ミルラ、ミルラチンキ、ユーカリ油、リドカイン、硫酸プロソイドエフェドリン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
25	歯又は口腔用剤、吸入噴霧剤及び含嗽剤	アクリノール、アセチルサリチル酸、アミノ安息香酸エチル、エタノール、エーテル、塩化セチルピリジニウム、塩化デカリニウム、塩化ナトリウム、塩酸エピロカイン、塩酸エフェドリン、塩酸クロルヘキシジン、塩素酸カリウム、オイゲノール、カミツレ、甘硝石精、カンゾウ、カンフル、キキヨウ、グアイアズレン、グアイアズレンスルホン酸ナトリウム、グリチルリチン酸ジカリウム、β-グリチルレチン酸、クレオソート、クロルフェニラミン、クロロフイリン、サリチル酸エニル、サリチル酸メチル、シコン、ジブカイン、硝酸銀、スルファジアジン、セネガ、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、チモール、チヨウジ、テトラデシルアミノエチルグリシン、銅クロロフイリンナトリウム、ドデシルジアミノエチルグリシン、ニンジン、ハチミツ、

No.	分類	主な有効成分
		ハツカ、フェノール、プロカイン、二一ヘキソキシ一四一アミノチオ安息香酸ジエチルアミノエチル、ポビドンヨード、ホモスルファミン、マレイン酸クロルフェニラミン、ミルラ、メントール、ユーカリ油、ヨウ化カリウム、ヨウ素、ヨードグリセリン、硫酸アルミニウムカリウム、リドカイン、リュウノウ又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
26	浣腸剤	アクリノール、アルギン酸、安息香酸ブチル、塩化ナトリウム、塩化ベンザルコニウム、グリセリン、酢酸、炭酸水素ナトリウム、ポリエチレンゴリコール、薬用石けん又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
27	避妊剤	酒石酸水素カリウム、炭酸水素ナトリウム、八ヒドロキシキノリン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
28	坐剤	アクリノール、アビエチン酸、アミノ安息香酸エチル、アラントイン、イクタモール、エピレナミン、塩酸エフエドリン、塩酸ジフェンヒドラミン、塩酸ジブカイン、塩酸ピリドキシン、dl-塩酸メチルエフエドリン、β-グリチルレチン酸、オウレン、カルシフェロール、肝油、クロロフィリン、酢酸dl-α-トコフェロール、酸化亜鉛、シコン、ジフェニルピラリン、ジフェンヒドラミン、ジブカイン、ショウシ、スルファジアジン、スルファミン、ダイオウ、炭酸水素ナトリウム、タンニン酸、トロンビン、ナファゾリン、ニコチン酸アミド、ビタミンA油、プロカイン、プロテイン銀、ベナクチジン、ペリフェルミン、ホモスルファミン、マレイン酸クロルフェニラミン、メチルエフエドリン、メチレンジタニニン、メントール、モクトウ、ユーカリ油、ヨウバハイ、卵黄油、リドカイン、リボフラビン、硫酸亜鉛、ロートコン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
29	墜剤	アミノ安息香酸エチル、イクタモール、乾燥硫酸アルミニウムカリウム、逆性石けん、クロロフィリン、骨炭末、ジフェンヒドラミン、タンニン酸、プロテイン銀、ホモスルファミン、ロートコン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
30	外用殺菌消毒剤(外用化のう性疾患治療剤を含む。)及び外用鎮痛鎮痒 収斂消炎剤(外傷、火傷及びひび治療剤を含む。)	アオキヨウ、アクリノール、アミノ安息香酸エチル、アラントイン、アルニカ、アルファトコフェロール、アロエ、安息香酸、アンモニア、イオウ、イクタモール、イソプロパノール、イソプロピルメチルフェノール、インドメタシン(液剤、軟膏剤又は噴霧剤に含有されるものであって、これらの製剤に含有される割合が一・〇%以下であるものに限る。)、ウゾクコツ、エストラジオール、エストロン、エタノール、エチニルエストラジオール、エーテル、塩化ナトリウム、塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウム、塩化メチルロザニリン、塩酸アルキルジアミノエチルグリシン、塩酸エピロカイン、塩酸エフエドリン、塩酸クロルヘキシジン、塩酸ジフェンヒドラミン、塩酸ジブカイン、塩酸チアミン、塩酸ナファゾリン、塩酸ピリドキシン、塩素酸ナトリウム、鉛丹、オウバク、カオリン、カミツレ、カヤブテ油、カラシ、カルシフェロール、感光素、乾燥硫酸アルミニウムカリウム、カンタリスチンキ、カンフル、肝油、逆性石けん、種皮、グアヤコール、クジンエキス、グリチルリチン、グリチルリチン酸ジカリウム、グリチルリチン酸ナトリウム、β-グリチルレチン酸、グルコン酸クロルヘキシジン、クレオソート、クレゾール、クレゾール石けん液、クロタミトン、クロラミン、クロルフェニラミン、クロルヘトラミン、クロロフィリン、ケイヒ、コールタール、ゴレイシ、酢酸アルミニウム、酢酸コルチゾン、酢酸dl-α-トコフェロール、酢酸鉛、サリチル酸、サリチル酸グリコール、サリチル酸ジフェンヒドラミン、サリチル酸メチル、酸化亜鉛、酸化セルロース、サンショウ、ジエチルアミノエチルジフェニルグリコート塩酸塩、ジカプリル酸ピリドキシン、シコン、次硝酸ビスマス、シジンエキス、ジバルミチン酸ピリドキシン、ジフェニルイミダゾール、ジフェニルピラリン、ジフェンヒドラミン、ジブカイン、脂肪酸鉛、次没食子酸ビスマス、ショウキヨウチンキ、ショウシ、ショウモツコウ、スクワラン、スルファジアジン、スルファミン、スルフィソミジン、セイヨウトチノミ、センキユウ、ソウボク、ダイオウ、タンニン酸、蛋白分解酵素、チモール、テレピン油、トウガラシ、トウキ、トラゾリン、トリブロム石炭酸ビスマス、トンジルアミン、ニコチン酸アミド、ニコチン酸ベータブトキシエチルエステル、ニコチン酸ベンジル、ニワトコ、ノニル酸バニリルアミド、ハチ毒、ハツカ、ハツカ油、ハナモツヤク、バラアミノ安息香酸、バラオキシ安息香酸ブチル、バラクロルメタクレゾール、パンテノール、ビタミンA油、ヒドロコルチゾン、ヒノキチオール、ヒマシ油、ビヤクジユツ、ビヤクソウソウ、フェノール、プレドニゾロン、プロカイン、ヘキセストロール、二一ヘキソキシ一四一アミノチオ安息香酸ジエチルアミノエチル、ベナクチジン、ベラドンナ、ペリフェルミン、ベルベリン、ベンジルアルコール、ボタンピ、ポビドンヨード、ホモスルファミン、d-ボルネオール、ホルマリン、マーキュロクロム、マレイン酸クロルフェニラミン、ミルラ、メタクレゾール、ニーメチル一二一イソプロピルフェノール、

No.	分類	主な有効成分
		メチルエフェドリン、メナジオン、メントール、モクタール、薬用スカレット、ユーカリ油、ヨウ化カリウム、ヨウ素、ヨウバイヒ、ヨードホルム、卵黄油、リドカイン、リボフラビン、リュウノウ、レゾルシン、ロートコン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
31	外用寄生性皮膚病剤	アクリノール、アミノ安息香酸エチル、安息香酸、イオウ、イクタモール、ウンデシレン酸、ウンデシレン酸亜鉛、エタノール、塩化ベンザルコニウム、塩酸アルキルポリアミノエチルグリシン、塩酸ジフェンヒドラミン、カンフル、逆性石けん、グアイアズレン、 β -グリチルレチン酸、クロタミトン、クロトリマゾール、米糠乾溜 タール、酢酸ビスデクアリニウム、サリチル酸、サリチル酸エニル、酸化亜鉛、ジフェンヒドラミン、ジユウヤク、硝酸ミコナゾール、チアントール、テシット、トリメチルセチルアンモニウムペンタクロロフェネート、トルナフタート、パラオキシ安息香酸ブチル、ヒノキチオール、フエノール、ベタナフトール、ホモスルファミン、マレイン酸クロルフェニラミン、二メチル一一イソプロピルフェノール、メチレンブルー、モクタール、木槿皮、ヨウ化カリウム、ヨウ素、硫化カリウム、レゾルシン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
32	皮膚軟化剤 (魚の目、いぼ取り及び吸出しを含む。)	アミノ安息香酸エチル、鉛丹、オウバク、コロジオン、サリチル酸、酸化カルシウム、硝酸銀、ショウシ、水酸化カリウム、尿素、ビヤクシ、メチレンブルー、ヨウバイヒ、硫酸銅レンギヨウ、レンギヨウ又はこれらに類似する薬理作用を有する成分
33	指又は乳の疾患剤	オウバク、クジシ、サンシシ、サンショウ、ヒヤクソウソウ、ボレイ、ヨウバイヒ、レンギヨウ又はこれらに類似する薬理作用を有する成分

(参考)

○ 薬事法（昭和35年法律第145号）（抄）

（配置販売業の許可）

第三十条 配置販売業の許可は、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県ごとに、その都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い品目を指定して与える。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

一 申請者が、第六条第二号イからホまでのいずれかに該当するとき

二 申請者が、その販売業の業務を行なうにつき必要な知識経験を有しないとき。

3 前項第二号の知識経験を有するかどうかの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

（配置販売品目の制限）

第三十一条 配置販売業の許可を受けた者（以下「配置販売業者」という。）は、前条第一項の規定により都道府県知事が指定した品目以外の医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

○ 薬事法第30条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた基準が配置販売品目指定基準である。

○ 配置販売品目指定基準に従い、都道府県知事が品目を指定して、配置販売業の許可を与える。

○ 配置販売品目指定基準（昭和36年厚生省告示第16号）

薬事法第三十条第一項の規定による配置販売品目の指定は、別表第一に掲げる医薬品でそれぞれ同表に掲げる有効成分以外の有効成分を含有せず、かつ、同表に掲げる効能又は適応症以外の効能又は適応症が表示されていないもの又は別表第二に掲げる漢方処方に基づく医薬品でそれぞれ同表に掲げる効能又は適応症以外の効能又は適応症が表示されていないもの並びに脱脂綿、ガーゼ及びばん創膏であつて、次の各号に該当するものについて行なうものとする。

一 薬理作用が緩和であり、かつ、蓄積性又は習慣性がないこと。

二 経時変化が起こりやすくないこと。

三 効型、用法、用量等からみて、その使用方法が簡易であること。

四 容器又は被包が、こわれやすく、又は破れやすいものでないこと。